

【事案Ⅵ－２】通院共済金請求

・2023年4月27日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、バイク転倒による2022年3月22日から2022年8月23日までの117日間の通院について傷害共済金を請求したところ、未だに支払がないことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2022年3月22日から2022年8月23日までの117日間の通院について傷害共済金468,000円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2022年3月にマンホールで、バイクでスリップしてガードレールに激突した。
- (2) 激突後、痛かったので、休み明け後に通院し左肩挫傷と首挫傷との診断を受ける。
- (3) 通院中は、最終日まで痛み止めが出される。主な治療内容は、電気での温め、超音波治療であった。
- (4) 通院後に通院共済金を請求したところ、未だ支払がない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人の調査により、申立人は2021年5～8月を保険始期とする傷害保険（共済）契約を少なくとも9社（組合含む）と締結していること、2021年7月を事故日とする傷害保険（共済）金を少なくとも7社から、合計270万円以上受領していること、2021年11月を事故日とする傷害保険（共済）金を少なくとも5社から、合計187万円以上受領していることが判明した。
- (2) また、上記により、共済契約締結時に被申立人へ提出した傷害共済契約申込書における告知事項が真実と異なっていることが判明した。さらに、申立人バイクの損傷状況と現場対象物の整合状況も判然としなかった。
- (3) 以上の通りであり、申立人から提出された証拠および被申立人の調査結果を総合すると、申立人主張の急激、偶然、外来の事故が発生したと判断することは困難であったことから、被申立人は、申立人に対し追加調査が必要であることを通知したが、申立人が追加調査に応じることはなかった。したがって、申立人主張の急激、

偶然、外来の事故が発生したと判断することは依然として困難であり、被申立人は共済金の支払義務を負わない。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。